

(お取引先さまへ)

検収センターによる 納品物品の検収方法が 一部変更になります！！

運用開始時期

平成29年1月4日より物品※（トナー、ドラム等複合機・プリンター関連消耗品）に対する検収センターでのマーキングを開始します。

※マーキング対象物品は、不正リスクを勘案して適宜見直しを行います。



マーキングは、迅速な納品確認のため、納品物品のラベルに油性ペン等で「✓」のマークを付けます。



検収センターにおける本学の受注・納品ルールの理解度チェックを定期的に行いますので、協力をお願いします。



マーキング以外にも、少額取引を多数繰り返している業者等のモニタリングを実施し、意図的かつ計画的な不正使用を機関として抑止します。



当該マーキングについては、文部科学省が策定したガイドラインに基づき、業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用が認められた機関に対して求められる防止策です。

お問
合せ

九州大学財務部財務企画課財務企画係

TEL : 092-802-2337・2338

E-mail : zassyosa@jimu.kyushu-u.ac.jp